

前文

伊賀市は三重県の北西部に位置し、四方を山で囲まれた盆地であることから、長年にわたり独自の文化を醸成してきた。また盆地独特の寒暖差のある気候は、米や野菜、果物、肉牛など質の高い農畜産物を育んできた。

また市内の約 60%を山林が占め自然の豊かな地域でもある。これらの山林が淀川水系木津川の源流となっている。

こうした地勢から、古くから関西方面との文化、経済、人材などでつながりが強い地域でもあった。

大阪と名古屋を結ぶ名阪国道が市内の中央部を走り、いずれからも概ね 90 分の位置にあり、自然災害が比較的少なく安全に操業できることから多くの企業が立地し、地域の雇用を支えている。この名阪国道は伊賀市内の物流を支え、商業、工業、観光はもとより、日常生活にとっても不可欠な道路となっている。

しかし近年、地域や企業を取り巻く環境は、気象変動等による従来にない自然災害への懸念のほか、国際社会の情勢や経済の動向、さらには感染症等により見通せない状況になっている。

こうした中、国の経済政策に頼るだけでなく、市内に多く存在する中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）を市、事業者、市民などがそれぞれの立場で支援し、中小企業者等が営む全ての産業を振興することにより、生産人口の定着を図っていく必要がある。

市の将来を見据えた持続可能な発展と、自立し循環する経済の構築を目標に、市、事業者、市民などが協力し、連携しながら、良好な地域環境をつくり、市民の生活安定及び向上につなげるためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 市の地域経済を支える産業振興についての基本理念や方向性、産業振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築と地域経済の健全な発展、産業基盤の安定と強化を図ることで、市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 商業者 事業者のうち、商業を営む者をいう。
- (3) 工業者 事業者のうち、工業を営む者をいう。
- (4) 農林漁業者 事業者のうち、農林漁業を営む者（農地又は林野を所有する者、漁業権を持つ者も含む。）をいう。
- (5) 観光事業者 事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう。
- (6) 伝統的な地場産業者 事業者のうち、伊賀焼や伊賀くみひも、伊賀酒、和菓子など伝統的な技術又は技法等を用いて製造される事業を営む者をいう。
- (7) 産業関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会など市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。
- (8) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める事業者であって、市内に事務所や事業所(以下「事務所等」という。)を有する中小企業者と、同法第2条第5項に定める事業者であって、市内に事務所等(個人であって事務所等を置かない場合は住所)を有する小規模事業者をいう。
- (9) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (10) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校及び第124条に定める専修学校や職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項に定める公共職業能力開発施設に加え、それぞれが設置する地域における研究活動拠点をいう。
- (11) 市民 伊賀市自治基本条例第2条に規定するものをいう。

(基本理念及び方針)

第3条 産業の振興は、事業者の独自性を活かした創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、市、事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、互いに連携、協力、協働して推進するものとする。

2 産業の振興は、前項の基本理念を遵守し、次の各号に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 環境や人権、健康や教育、平和などの課題解決を意識し、調和のとれた産業活動の持続可能な発展を促進すること。
- (2) 情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業や新たな技術の創出を促進し、これらを積極的に導入すること。
- (3) 地域の多様な資源、特性等を活かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
- (4) 情報通信の技術革新や新産業技術など時代の潮流に対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、さらには地元産業の後継者や担い手としての人材の育成を図ること。
- (5) 市、事業者、産業関係団体、教育機関等が互いに連携、協力、協働して取り組む研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- (6) 農地や林野の持つ多面的な機能を理解し、発信し、活用しながら、安全安心な農林産物の生産、普及、流通に努めること。
- (7) 日常生活を支える地域密着型商業の定着及び地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (8) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を内外に発信することにより、観光産業の推進を図ること。
- (9) 伝統的な地場産業においては、新たな需要及び価値を生み出すことで、更なる振興を図ること。
- (10) 中小企業者等を取り巻く環境に応じた産業振興を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念及び方針に基づき、必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の規定する施策の実施に当たり、国、県、その他の自治体との連携並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民との協働に努めるものとする。
- 3 市は、中小企業者等の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。
- 4 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の増大に努めるものとする。
- 5 市は、災害時における事業継続に資する取組を支援するものとする。
- 6 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、社会経済情勢の変化に即応し、新しい技術の導入や情報通信技術を活用した経営革新に努め、人材や後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実現を図るものとする。

2 事業者は、その実施する事業において脱炭素など環境に配慮するとともに、地域社会と共存共栄し、持続可能な発展をめざすものとする。

3 事業者は、分野又は利害を超え、相互に連携し、協働に努めるものとする。

4 事業者は、産業関係団体の健全な活動及び運営に、積極的に参加及び協力するものとする。

5 事業者は、市、産業関係団体ならびに教育機関等と連携、協力、協働して研究開発に取り組み、競争力の強化を図るものとする。

6 事業者は、自らの事業活動を通じて、まちづくりや地域貢献に努めるものとする。

7 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者が発注するよう努めるものとする。

8 事業者は、市の行う産業振興施策及び事業活動に積極的に協力するものとする。

(商業者の役割)

第6条 商業者は、商品又はサービスを提供するに当たって、品質その他の内容の実現を図ることにより、市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

2 商業者は、良好な商業環境の形成に取り組むよう努めるものとする。

(工業者の役割)

第7条 工業者は、専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、技術力の向上を図り、競争力の強化に努めるものとする。

2 工業者は、独自の技術を活用した新たな製品等に係る情報を積極的に発信するよう努めるものとする。

(農林漁業者の役割)

第8条 農林漁業者は、安全で安心な農作物等を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。

2 農林漁業者は、それぞれの事業が、環境保全、地域の景観、水源かん養、防災機能など多面的な役割を担っていることを認識し、適正な維持に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第9条 観光事業者は、市及び産業関係団体と連携・協働しながら、地域資源を積極的に活用し、市の独自性を高めるとともに、広域的な連携を図り、魅力ある情報を国内外に積極的に発信するなど観光客を誘致することで、観光に伴う消費及び交流により地域産業の振興に努めるものとする。

(伝統的な地場産業者の役割)

第10条 伝統的な地場産業者は、自らの事業が文化的な側面をもつことを認識し、その伝統文化や価値観、専門的な技術、知識等の継承に努めるものとする。

2 伝統的な地場産業者は、新たな商品またはサービスの開発や新たな技術の導入等に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第11条 大企業者は、中小企業者等が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを理解し、発注機会の拡大に努めるとともに、市及び産業関係団体等が行う産業振興に連携・協力するものとする。

(産業関係団体の役割)

第12条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動並びに創業を支援するものとする。

2 産業関係団体は、地域産業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めるものとする。

3 産業関係団体は、地域産業の振興に資する人材の確保及び育成に努めるものとする。

4 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。

5 産業関係団体は、設立の趣旨や役割を十分に認識しこれを果たすものとする。

6 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。

(教育機関等の役割)

第13条 教育機関等は、事業者及び産業関係団体並びに伊賀市と連携し、協働して、地域産業を支える人材や各種技能を有する人材を育成し輩出するものとする。

- 2 教育機関等は、研究成果等について積極的に発信するとともに、多様な主体と連携し、産業の振興に資する事業の推進に努めるものとする。

（市民の役割）

第 14 条 市民は、市や事業者、産業関係団体、教育機関等が行う事業に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域に愛着と誇りを持ち、地産地消などに努めるものとする。

（広域的な連携）

第 15 条 市及び事業者は、この条例の目的を達成するため、定住自立圏を構成する隣接地域をはじめ、近接する地域と連携協力するものとする。

（会議の開催）

第 16 条 市は、産業振興施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。

- 2 市は、産業振興施策の実施状況を公表するものとする。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。